平成２１年（フ）第１０１８号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3960番地１
サングローリー津久礼405号
債務者　梅田キミ子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１６号
青森県上北郡横浜町字中畑53番地２
債務者　森川　旭人
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
青森市篠田３丁目６番４号　シングルハイツG202号
債務者　牛滝　清人
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
群馬県桐生市境野町２丁目1443番地の２　宮下一戸建１号室
債務者　海川貴美惠
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第７７０号
川崎市川崎区渡田２丁目４番１―407号　ハイネス渡田
債務者　柿崎　孝子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
愛知県岡崎市久後崎町字三島下11番地１　ハミング清水203
債務者　岡　　洋二
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第９７６号
高知市若松町９番27号　ベイハウスＡ32
債務者　西山　りか
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６３６号
愛知県大府市長草町下田ノ松42番地の10
債務者　石橋　照美
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９７号
名古屋市南区豊１丁目18番16号　レジデンス中陣101号
債務者　千賀　洋子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０８号
栃木県那須塩原市末広町77番地88
債務者　薄井　竜也
１　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２１号
栃木県日光市土沢2163―２　さくらコーポⅠ102、住民票上の住所栃木県宇都宮市八千代２丁目３番６号
債務者　坂本　剛士
１　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２８号
栃木県宇都宮市雀の宮２丁目24番３号　コートシド101号、前住所栃木県宇都宮市菊水町６番15号
債務者　大塚　容子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３１号
栃木県宇都宮市下荒針町3405番地２、前住所栃木県宇都宮市若松原２丁目１番９号　セブンステージ203
債務者　須能美由紀
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８４号
岡山市南区新保505番地３
債務者　大守　　誠
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０９号
岡山市南区福富西２丁目６番９号
債務者　村井　幹夫
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２７号
岡山県赤磐市山陽３丁目８番２―508号
債務者　信定　貞之
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１号
静岡県富士宮市淀川町37番22号
債務者　宮下亜矢子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部